

札幌市健康づくり推進協議会設置要綱

(平成 15 年 2 月 19 日保健福祉局長決裁)

(平成 24 年 9 月 18 日一部改正)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき定める札幌市健康づくり基本計画（以下「計画」という。）の策定、推進、評価等を行うために設置する札幌市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 計画の策定、推進及び評価に関すること。
- (2) 計画の普及啓発に関すること。
- (3) 地域保健・職域保健の連携推進に関すること。
- (4) その他札幌市の健康づくり施策に関すること。

(委員等)

第 3 条 協議会の委員は、次に掲げる者 40 名以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 保健医療関係団体の代表者
 - (3) 健康保険団体の代表者
 - (4) 職域保健関係団体の代表者
 - (5) 教育関係団体の代表者
 - (6) 市民団体の代表者
 - (7) 地域の代表者
 - (8) その他計画の推進に必要と認める者
- 2 委員は公募によることができる。
- 3 委員に欠員が生じた場合は、必要に応じて補充することができる。
- 4 委員の任期は 2 年とする。ただし、補充による場合の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長各 1 名を置く。

- 2 会長及び副会長は、互選により決定する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは会長の決するところによる。

- 4 会議は公開とする。ただし、会長が非公開とすることが適当と認めるときは、出席委員の過半数の同意により非公開とすることができる。

(意見の聴取)

- 第6条 協議会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を認めることができる。
- 2 前項の規定により出席を認められた者は、会議において意見を述べることができる。

(部会)

- 第7条 協議会は、必要に応じ部会を設置することができる。
- 2 部会に部会長及び副部会長各1名を置き、その部会に属する委員の互選によりこれを定める。
 - 3 部会長は、その部会の会務を総括する。
 - 4 部会に属する委員は会長が指名する委員をもって構成し、部会に属する委員の任期は協議会の委員の任期に準ずる。

(札幌圏域地域・職域連携推進連絡会札幌部会)

- 第8条 協議会は、札幌圏域地域・職域連携推進連絡会札幌部会（以下「連絡会」という。）を設置する。
- 2 連絡会の運営方針及び委員の構成等については、別に定める。

(謝礼)

- 第9条 協議会又は部会の会議に出席した委員に対して、札幌市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第28号）別表中「その他の附属機関の委員」に定める報酬日額を支給する。

(庶務)

- 第10条 協議会の庶務は、保健福祉局保健所健康企画課において行う。

(委任)

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月7日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年9月18日から施行する。
- 2 (仮称)札幌市健康づくり基本計画策定委員会設置要綱（平成13年3月12日保健福祉局長決裁）は、廃止する。